

よくある質問

申請書類について	
1	Q. 日本学生支援機構で奨学金の貸与を受けていますが、「奨学金返還証明書」、「奨学金返還額証明書」はどのように発行すればよいですか？ A. 書類の発行元である日本学生支援機構に御相談ください。
2	Q. 貸与奨学金返還確認票を紛失してしまい再発行できない場合、どうしたらよいですか？ A. 氏名・生年月日・奨学生番号が印字されている書類であれば代替可能です。 上記代替書類が御準備いただけない場合、まずはその他の必要書類を御提出ください。ただし、場合により追加で書類の御提出をお願いすることがございますので、予め御了承ください。
3	Q. 「奨学金返還額証明書」の証明期間の終期はどうすればよいですか？ A. 日本学生支援機構への発行依頼日としてください。ただし、その他の書類の発行日等によっては、対象期間を指定して再提出をお願いする場合がございますので、予め御了承ください。
4	Q. 返還方法が所得連動返還方式の場合、申請フォームの返還期間の終期や返還回数を入力はどうすればよいですか？ A. 現時点での見込みを御入力ください。
5	Q. 返還誓約書はどのように提出すればよいですか？ A. 申請フォームの「同意・誓約事項」の記入により提出とみなします。申請フォームに書類データを添付して提出する必要はございません。

支援可否（=対象となるかどうか）について	
6	Q. 自分が貸与を受けている奨学金（日本学生支援機構以外）は対象となりますか？ A. はじめに、ホームページに掲載の「支援対象となる貸与型奨学金」の一覧表を御覧ください。本一覧表に掲載されていない奨学金については申請前にお問い合わせください。
7	Q. 教育ローンは対象となりますか？ A. 教育ローンについては対象外となります。
8	Q. これまで奨学金返還を延滞したことがあります。支援の対象となりますか？ A. 交付申請時に延滞の状態が解消されていれば支援の対象となります。
9	Q. 過去に東京都の公立学校で正規教員としての勤務経験があるが、対象となりますか？ A. 令和 6 年度以前に退職した場合には対象となります。一方、令和 7 年度以降に退職した場合は対象外となります。
10	Q. 年度途中で採用となった場合は、支援の対象外ですか？ A. 前倒し採用により、令和 8 年 4 月 1 日までの採用であれば、対象となります。令和 8 年 4 月 2 日以降の採用者は、今回の募集では対象となりませんが、次回の募集期間に対象となる予定です。採用後に到来する最初の 4 月に交付申請することができます。 例えば、令和 8 年 6 月 1 日採用の場合、令和 9 年 4 月に交付申請し、交付決定を受けた場合は、令和 10 年度から交付を開始します。
11	Q. 令和 7 年度東京都公立学校教員採用候補者選考（令和 8 年度採用）で期限付任用教員採用候補者名簿に登載され、令和 8 年 4 月 1 日から採用されました。支援の対象となりますか？ A. 期限付任用教員の方は対象外です。正規教員等として採用された方が対象です。
12	Q. 他の企業や団体から奨学金代理返還支援を受けています。支援の対象となりますか？ A. 他の団体からの奨学金代理返還支援が、本事業の補助対象範囲外であれば、本事業の支援を受けることは可能です。 例えば、返還残高が 300 万円の奨学金の場合、本事業での補助金の額は 150 万円となります。本事業で支援しない残りの 150 万円について、他の団体から支援を受けることは可能です。

その他	
1 3	Q. 特例選考⑥で免許取得猶予の名簿延長をしました。いつから交付申請できますか？ A. 採用後に到来する最初の4月1日が属する年度に交付申請できます。 令和7年度東京都公立学校教員採用候補者選考（令和8年度採用）に合格し、令和10年4月1日まで名簿延長をした後、令和10年4月1日に採用された場合、令和10年の4月に交付申請を行い、交付決定を受けた場合は、令和11年度から交付が始まります。 なお、令和5年度以前に実施した採用選考の名簿登載者で、名簿延長により令和8年4月1日に採用された者は対象になりません。
1 4	Q. 育児休業を取得した場合、補助金の交付はなくなってしまいますか？ A. くなりません。 育児休業、病気休業、病気休暇を取得しても、補助金は引き続き交付されます。 ただし、懲戒処分による停職を受けた場合は、停職期間分を控除した額を交付します。
1 5	Q. 採用後、在外教育施設派遣となった場合、補助金の交付はなくなってしまいますか？ A. くなりません。
1 6	Q. 奨学金の返還猶予や減額返還を行っていてもよいですか？ A. 申請時点では奨学金の返還猶予や減額返還などを行っていても問題ありません。交付決定の通知を受けた方は、令和9年3月31日までに返還猶予や減額返還を中止してください。
1 7	Q. LoGo フォームの操作方法等が分からないのですが、どうすればよいですか？ A. 以下を御確認ください。 （LoGo フォームに関するよくあるご質問） https://logoform.tayori.com/q/logo-faq/
1 8	Q. 申請内容を間違えて入力したまま LoGo フォームの送信ボタンを押してしまいました。修正したいのですが、どうすればよいでしょうか。 A. LoGo フォームから申請内容を送信した後は、LoGo フォームから修正が行えません。もし修正が必要となった場合は、機構までお問合せください。 メールアドレス：syogakukin(at)tepro.or.jp ※メールアドレスの@を(at)に置き換えてお送りください。 なお、LoGo フォームから申請した内容については、LoGo フォームのマイページからご確認いただけます。

1 9	Q. 代理返還は、毎年いつ頃に行われますか？ A. 認定された年度の翌年度以降、財団と各奨学金貸与団体とで個別に調整の上、<u>毎年7月頃</u>に行います。
2 0	Q. 代理返還の方法について、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金で定額返還方式を選択している場合は、「先掛返還」での支払いを予定しているとのことですが、「先掛返還」とはどのようなもののでしょうか？ A. 先掛返還とは、<u>返還期日が到来していない割賦金を前もって入金するもの</u>です。毎年度の代理返還額に応じて、月々の御本人の口座からの引落しが一定期間中断され、最終返還期日の変動がありません（返還期間や返還終期が変わりません）。 なお、「繰上返還」は、返還額に応じて最終返還期日が前倒しされるものであり、先掛返還とは異なるものです。
2 1	Q. 日本学生支援機構（JASSO）の奨学金に関して、代理返還支援を受けている間、自分の口座からの引落しはどうなるのでしょうか？ A. 代理返還は「先掛返還」により実施するため、<u>代理返還後、一定月数分については御本人の口座からの引落しが中断</u>されます。以下の例を参考にしてください。 なお、<u>代理返還期間中であっても、御本人の口座から引き落とされる月もあります</u>ので、ご自身の口座残高については常に確認するなど、残高不足とならないようお願いします。 <i>例：返還総額 350 万円、返還期間 18 年、毎月の口座引落額 16,204 円、財団の代理返還額年 15 万円の場合</i> ▽4 月～6 月：ご本人の口座から JASSO が 16,240 円引落し ▽7 月：機構が代理返還額 15 万円を「先掛返還」により JASSO へ支払 ▽7 月～3 月：<u>ご本人の口座からの引落し中断</u>（※15 万円÷16,204 円÷9.26→9 か月分） ▽翌年 4 月：ご本人の口座から JASSO が 4,164 円引落し（約 0.26 月分） ▽翌年 5 月～6 月：ご本人の口座から JASSO が 16,204 円引落しを再開 ※以降、代理返還が終了するまで繰り返し